

知的財産のディスクロージャーと IR

広瀬義州

まえがき

ディスクロージャー (disclosure) という用語は, close の名詞である closure すなわち, 「閉じること, ふさぐこと, 隠すこと」などの意味を否定するための接頭語 dis- がついて 「あらわにすること, あばくこと, 暴露」など, 日常用語としては必ずしもあまり良い意味ではないように思われる。マイケル・ダグラスとデミ・ムーア主演のアメリカ映画にあった “disclosure” などがあまり良い意味ではない例である。

しかし, 会計用語としてのディスクロージャーには, 日常用語のようにあまり否定的なニュアンスはない。それどころか, ディスクロージャーという用語は, 「知的財産」, 「国際化」, 「減損」等と並ぶ最近のアカウンティング・キーワードであるといつてよい。

しかし, ディスクロージャーという用語は, 会計の世界でも人によって対象とする情報の範囲が異なっている。たとえば, (1) 財務諸表数値など定量的な会計情報のみを対象とする狭義の会計ディスクロージャーの意味で用いる者, (2) 定量的な会計情報と会計方針など定性的な会計情報から成る企業の財務情報を対象とする広義の会計ディスクロージャーすなわち財務報告の意味で用いる者, (3) 企業の財務情報のみならずアナリスト・レポートなどその他の情報

まで含めた意味で用いる者、さらには(4)投資意思決定情報はもとよりその他会計とは無関係な情報の単なる公表まで含めた最広義の意味で用いる者など、実にさまざまである。

しかし、会計ディスクロージャーとして知られているもののなかで、最も代表的なのは証取法ディスクロージャーすなわち証券取引法に基づくディスクロージャーである。これは企業内容の開示ともいわれているように、その情報の範囲は上記(2)の企業の財務情報を対象としている。現行の企業会計制度を前提にするかぎり、会計ディスクロージャーという場合には、上記(2)の意味で用いるのが最も妥当であると考えられるので、特段の断りをしない限り、本稿もこの意味で用いることにする。

しかし、定量的な会計情報であると定性的な会計情報であるとを問わず、情報として処理されるまではいかなる会計ディスクロージャーも行われないので、会計ディスクロージャーは情報処理が行われていることを前提としている概念であるといってよい。したがって、会計ディスクロージャーは情報の単なる開示問題ではなく、その背後にある会計処理、ひいては会計測定または価値評価の問題として捉えることが重要である。ここに、会計ディスクロージャーの難しさがある。

本稿は、会計ディスクロージャーの基本的な考え方を明らかにしたうえで、知的財産情報のディスクロージャーおよび IR のあり方について卑見を述べることを目的にしている。

会計ディスクロージャーのためのフレームワーク

会計ディスクロージャーを考えるためには、いくつか切り口がある。会計ディスクロージャーとは、発行体が経済活動および経済事象を会計的メッセージを用いて表現し、これを投資者などのステーク・ホルダーに伝達する行為である。その意味では、会計ディスクロージャーは情報の送り手と受け手のコ

コミュニケーションであると考えられるので、ここではコミュニケーションの基礎として広く知られている 5W1H を援用して、さしあたりこれをその切り口としよう。すなわち、

- (1) 情報はどのような目的でディスクローズされるのか
- (2) 情報は誰に対してディスクローズされるべきなのか
- (3) 情報はどれだけディスクローズされるべきなのか
- (4) 情報はどのような記載箇所でディスクローズされるべきなのか
- (5) 情報はいつディスクローズされるべきなのか
- (6) 情報はなぜディスクローズされなければならないのか

会計ディスクロージャーはコミュニケーションであると述べたが、いかなるコミュニケーション・モデルであっても、複数の要素から構成されている。

コミュニケーション・モデルにも、その最初といわれている「アリストテレス・モデル⁽¹⁾」、「シャノン＝ウィーバーの電話通信モデル⁽²⁾」、人間相互間のコミュニケーション・プロセスの研究を行った「バーロ・モデル⁽³⁾」などがある。

コミュニケーションは、そのときに対象とするモデルによって構成要素、重要性、相互関係などが異なるものの、一般的には、その構成要素は、(1)送り手、(2)メッセージ、(3)チャネルおよび(4)受け手の4要素であるといっていよい。重要なことは、その構成要素が相互に作用しそれぞれの要素が他のすべて

(1) D. K. Berlo, *The Process of Communication — An Introduction to Theory and Practice*, Holt, Rinehart and Winston Inc., 1960 (布留武郎・阿久津喜弘訳「コミュニケーションプロセス——社会行動の基礎理論」協同出版社, 1972年, 43頁)。

(2) C. E. Shannon and W. Weaver, *The Mathematical Theory of Communication*, The Univ. of Illinois Press, 1964 (長谷川淳・井上光洋「シャノン・コミュニケーションの数学理論——情報理論の基礎」明治図書, 1969年, 14頁)。

(3) D. K. Berlo, *op. cit.*, *supra* note (1) (前掲訳書, 45-48頁)。

の要素に影響を及ぼすプロセスとみることができることである。事実、「コミュニケーション理論はプロセスという観点に立つ思想を反映している⁽⁴⁾」といわれている。

上述したことは、会計ディスクロージャーについても例外ではなく、コミュニケーションの要素に分解することができる。すなわち、(1)メッセージの送り手は企業たる発行体であり、(2)メッセージとは、財務情報であり、(3)チャネルは有価証券報告書などメッセージの伝達媒体であり、広い意味では、財務諸表などの開示箇所であり、(4)メッセージの受け手は投資者等のステーク・ホルダーであると考えることができる。

かかる理解が正しいとし、かつ5W1Hを援用したコミュニケーションの基礎と構成要素とを勘案して結論だけをいえば、会計ディスクロージャーの本質を考えるためには、次の3要素が重要であると思われる。

- (1) ディスクロージャーの対象
- (2) 情報量
- (3) 情報の記載箇所

もとより、ディスクロージャーの目的も上記の3要素と同じくらい重要ではあるが、ディスクロージャーの目的について一般的に言えば、発行体の発信するメッセージとこれを受け取るステーク・ホルダーとのコミュニケーション・ギャップ（情報ギャップ）すなわち情報の非対称性を解消することにあ

(4) *Ibid.*, (同上訳書, 37頁)。バーロは、「コミュニケーション・プロセス」という概念について、「われわれが何かをプロセスと呼ぶとき、それはまた、1つの初めと1つ1つの終わりをもつところの固定した事象の継起ではないということ意味着。それは静的なもの、休止しているものではない。それは動いている。プロセスに含まれる要素は相互に作用している。それぞれの要素は他のすべての要素に影響を与えている」と述べている（*Ibid.*, 同上訳書, 36頁）。

る。もう少し具体的にいえば、会計ディスクロージャーは、発行体にとってはステーク・ホルダーに対するアカウンタビリティの手段であろうし、ステーク・ホルダーにとっては投資等各種意思決定のためのインセンティブの手段であるといえよう。

しかし、ディスクロージャーの目的は基本的にディスクロージャーの対象すなわちステーク・ホルダーとして誰を想定するかによって異なると思われるので、必ずしもディスクロージャーの本質を考えるにあたっては重要でないように思われる。

このように、ディスクロージャーは、基本的に、上記の構成要素のコミュニケーション・プロセスとして把握することができ、各構成要素が相互・有機的に連動して作用している。したがって、会計ディスクロージャーは、その構成要素のいずれかにコミュニケーション・ギャップであるノイズが生じる場合には、有効に機能しないといえよう。

次に、ディスクロージャーの3要素を用いてディスクロージャーのフレームワークを考えるわけであるが、そのアプローチにも演繹的アプローチと帰納的アプローチとがある。しかし、ここでの目的は、会計ディスクロージャー制度すなわち現行の証取法ディスクロージャー制度のもとでディスクローズされてきた外部財務情報の棚卸を行い、その特徴を明らかにし、これを前提にしたうえで、知的財産のディスクロージャーのあり方を考えることにある。

したがって、まず帰納的アプローチに基づく分析で、ディスクロージャーのフレームワークを措定し、その上で知的財産のディスクロージャーのあり方を演繹的に考えることになる。

しかし、「証券取引法」では第1条であらかじめその対象として投資者が措定されているので、どのような開示箇所でのどのような外部財務情報がディスクローズされてきたのかという視点から分析し、そのうえでディスクローズされた情報の特徴についての分析をすればよいことになる。また、各種の外部財務

情報がいずれの記載箇所においてディスクローズされてきたのかという観点から分析をスタートするのは、ここでは証取法ディスクロージャー制度という制度を前提にしていることに加えて、次の理由による。

第 1 に、外部財務情報は軽重の差があるという前提でディスクローズされてきたばかりではなく、ステーク・ホルダーもこれを前提に情報を利用してきたこと、

第 2 に、会計基準の設定にあたって、たとえば財務諸表本体なのかそれとも注記等なのか、またオン・バランスなのかそれともオフ・バランスなのかなどいずれの記載箇所でも外部財務情報をディスクローズさせるべきなのかを重視してきたこと、

第 3 に、外部財務情報は監査証拠の点でも大きく異なっているのに、いずれの記載箇所でもディスクローズされた情報なのかによって財務諸表監査の対象を決定してきたことなどである。

以下、知的財産のディスクロージャーを考えるわけであるが、将来は過去および現在の延長線上にあり、またその反省のうえに展望するものであるとすれば、まず、証取法ディスクロージャー制度を回顧し、その棚卸しを行うことが必要である。どの時点から棚卸しすればよいのかが問題になるが、「証券取引法」が1948年に法律第25号として制定されたことを考えると、この時点からスタートするのが妥当であるといえよう。

約半世紀にわたる証取法ディスクロージャー制度のもとでディスクローズされてきた外部財務情報を調べてみると、後述するように量と質の両面で大幅に拡充されてきている。たとえば、表 1 および表 2 にみるように、財務諸表の種類の多様化およびその本体で開示される外部財務情報の拡充はもとより、注記などにおいて各種の外部財務情報が開示されるようになってきている。

このような会計ディスクロージャーの拡充の足跡を歴史的にたどるにあたっては、すでに述べたように、各種の外部財務情報がいったいいずれの記載箇所においてディスクローズされてきたのかという視点から分析することが必要で

ある⁽⁵⁾。したがって、証取法ディスクロージャー制度のもとでディスクローズされる外部財務情報の記載個所をオン・バランス（財務諸表）とオフ・バランス（その他の記載箇所）とに大別し、さらに前者を財務諸表本体と注記または附属明細表とに細分することにする。これを前提に証取法ディスクロージャー制度のもとでディスクローズされてきた外部財務情報の拡充を公布年次順に整理すれば、次のとおりである。

表1 財務諸表本体での会計ディスクロージャーの拡充

1950年	・ 損益計算書、貸借対照表、剰余金計算書および剰余金処分計算書の導入
1963年	・ 資本剰余金計算書を剰余金計算書から附属明細表の記載事項へ（1963年） ・ 損益及び剰余金結合計算書の導入（損益計算書との選択適用）
1974年	・ 剰余金計算書の廃止、および剰余金処分計算書を廃止して利益金処分計算書の導入
1977年	・ 中間財務諸表の導入（半期報告書第4 1．中間財務諸表）
1987年	・ 連結財務諸表の3カ月以内提出 （有価証券報告書〔以下、「有報」という〕第6 関係会社に関する事項 5．連結財務諸表に関する事項）
1990年	・ 連結財務諸表の本体組入 （「有報」第6 企業集団等の状況 2．企業集団の状況(2)連結財務諸表）
1998年	・ 連結財務諸表の表示科目の統合
1999年	・ 連結財務諸表を主たる財務諸表、個別財務諸表（以下、「単体」という）を従たる財務諸表とする ・ 連結キャッシュ・フロー計算書の導入 （ただし、連結財務諸表を作成していない会社については、単体ベースのキャッシュ・フロー計算書） ・ 税効果会計の強制適用
2000年	・ 中間財務諸表に代えて中間連結財務諸表（中間連結キャッシュ・フロー計算書を含む）の導入 （ただし、連結財務諸表を作成していない会社については、従来どおり個別ベースの中間財務諸表（中間キャッシュ・フロー計算書を含む）） ・ 売却目的の有価証券およびデリバティブ取引により生じる金融資産または金融負債に時価評価を導入（評価差額は損益計算書に計上） ・ ヘッジ会計の適用 ・ 退職給付債務および年金資産に時価評価を導入し、退職給付費用もこれに基づいて計上（2001年でも可・2001年から導入する場合は2000年は注記）
2001年	「その他有価証券」に時価評価を導入（評価差額は資本の部に計上）

(5) 広瀬義州「会計基準論」中央経済社、1995年、201-223頁。

表 2 財務諸表に対する注記での会計ディスクロージャーの拡充

1950年	(個別財務諸表[以下,「単体」という])資産の取得原価以外の評価基準,棚卸資産の評価基準および棚卸方法,会計方針の変更の旨および理由,受取手形の割引高,担保提供資産,在外資産の注記,授權株式総数および発行済株式総数,偶発債務など
1953年	(単体)受取手形の裏書譲渡高,割賦売上に係る売上高および売上利益の算定基準,関係会社に対する売上高など
1963年	(単体)会計方針の変更による影響額,表示方法の変更の旨および内容,外貨建資産および負債の金額,固定資産の再評価,配当制限,関係会社に係る営業費用・営業外収益および営業外費用、関係会社に対する資産および負債,低価評価損など
1974年	(単体)追加情報,外貨建資産および負債の換算の基準,貸倒引当金および減価償却引当金
1976年	(連結財務諸表[以下,「連結」という])連結財務諸表作成の基礎となる事項,会計方針の変更,追加情報,非連結子会社に対する債権および債務,連結調整勘定の償却方法,非連結子会社に係る営業外収益および営業外費用など
1977年	(中間財務諸表[以下,「中間」という])中間財務諸表作成の基礎となる事項,会計方針の変更,追加情報,偶発債務,外貨建資産および負債,担保提供資産,過去1年間の売上高,減価償却額など
1982年	(単体)重要な会計方針を一括記載 (単体,中間)重要な後発事象の記載 (単体,連結,中間)特別法上の準備金を規定した法令の条項 (単体,連結)1株あたり純資産額および純損益金額
1993年	(連結)セグメント情報の拡充
1994年	(単体,連結,中間)リース取引の処理方法,リース取引
1995年	(連結)セグメント情報の拡充,潜在株式調整後1株あたり当期純損益金額(計算方法の変更)
1996年	(単体,中間)有価証券の時価等,デリバティブ取引
1998年	(連結)偶発債務,重要な後発事象,非連結子会社に関する情報など (連結,単体)関連当事者との取引,一般管理費および当期製造費用に含まれる研究開発費の総額,法定実効税率,繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳など (連結を作成していない会社の単体)関連会社に対する投資額,関連会社に持分法を適用した場合の投資損益など
1999年	(連結)有価証券の時価等,デリバティブ取引 (連結キャッシュ・フロー計算書)資金の範囲に含めた現金及び現金同等物の内容およびその期末残高の連結貸借対照表科目別の内訳,重要な非資金取引など
2000年	(中間連結財務諸表[以下,「中間連結」という])偶発債務,重要な後発事象,事業の種類別等のセグメント情報 (中間連結キャッシュ・フロー計算書)資金の範囲に含めた現金および現金同等物の内容ならびにその期末残高の連結貸借対照表科目別の内訳,重要な非資金取引など (連結,中間連結,単体)有価証券に係る情報の拡充 (連結,中間連結,単体)「其他有価証券」に関する評価差額を財務諸表本体へ (連結,単体)退職給付(企業の採用する退職給付制度に関する説明,退職給付債務および退職給付費用の内訳,退職給付債務等の計算基礎など)
2002年	(連結,中間連結,単体)自己株式保有数 (連結,中間連結,単体)1株当たり当期純損益に係る情報の拡充 (連結,単体)(事業の継続可能性に重要な疑義を抱かせる状況が生じている場合)継続企業の前提に関する注記 (連結)契約による積立金 (単体)資本欠損額

表3 附属明細表での会計ディスクロージャーの拡充

1950年	有価証券明細表，有形固定資産明細表，無形固定資産明細表，関係会社有価証券明細表，関係会社出資金明細表，関係会社貸付金明細表，社債明細表，長期借入金明細表，関係会社借入金明細表，資本金明細表，減価償却費明細表の導入
1963年	利益準備金および任意積立金明細表（損益及び剰余金結合計算書の場合），資本剰余金明細表，引当金明細表の導入
1995年	有形固定資産明細表，無形固定資産明細表および減価償却費明細表を有形固定資産等明細表に統合
1999年	社債明細表，長期借入金明細表については，単体ベースから連結ベースに変更 資本金明細表，資本剰余金明細表，利益準備金及び任意積立金明細表 → 資本金等明細表に統合 係会社有価証券明細表，関係会社出資金明細表，関係会社貸付金明細表，関係会社借入金明細表を廃止

表4 その他の記載箇所での会計ディスクロージャーの拡充

1976年	・連結財務諸表の導入（添付書類）
1987年	・資金収支表の導入（「有報」第5経理の状況 3．資金収支の状況） → 連結キャッシュ・フロー計算書として財務諸表本体へ（1999年） ・セグメント情報の導入（「有報」第6企業集団等の状況 2．企業集団の状況(3)セグメント情報）→ 注記へ（1993年）
1990年	・市場性ある一時所有の有価証券および先物・オプション取引等に関する時価情報の開示（「有報」第5経理の状況 3．有価証券等の時価情報） → 注記へ（1996年） ・関連当事者との取引の開示（「有報」第6企業集団等の状況 3．関連当事者との取引）
1994年	・先物為替予約の状況の開示（「有報」第5経理の状況 4．先物為替予約の状況） → デリバティブ取引として注記へ（1996年）
1995年	・エクスワラントなどの時価情報の開示（「有報」第5経理の状況 3．有価証券等の時価情報） → 注記へ（1996年）
1997年	・ストックオプション制度に関する情報の開示（「有報」第4提出会社の状況）
1998年	・セグメント情報の拡充（「有報」第5経理の状況）
1999年	・「営業の状況」，「設備の状況」等を連結ベースで記載 ・企業集団の概況（主な事業内容等についての記載） ・業績（売上高及び損益情報についての分析的な記載）等を事業の種類別等のセグメントごとに開示・連結子会社の状況のほか，連結子会社以外の主要な関係会社の状況についても開示
2003年	・事業等のリスクに関する情報の開示（「有報」第2事業の状況） ・財政状態及び経営成績の分析（「有報」第2事業の状況） ・コーポレートガバナンスの状況に関する情報の開示（「有報」第4提出会社の状況）

以上の整理を通じて，証取法ディスクロージャー制度における外部財務情報のディスクロージャーの拡充傾向についての特徴を指摘すれば，当初は財務諸

表に対する注記でのディスクロージャーとその他の記載箇所でのディスクロージャーが中心であったが、最近では財務諸表本体でのディスクロージャーが大幅に拡充される傾向にあり、また1993年以降はその他の記載箇所でのディスクロージャーも注記でのディスクロージャーに変更されているといえる。

ディスクロージャーの量的拡充と質的拡充

もとより、外部財務情報のなかで最も重要な情報は財務諸表本体でディスクローズされる情報である。財務諸表本体をきれいにしようとするあまりに注記開示を乱用することは、「財務諸表本体の適切な発展を妨げる⁽⁶⁾」おそれがあるばかりではなく、注記のダストボックス化を招きかねないといえよう。

財務諸表本体と注記および附属明細表をあわせて基本財務諸表というが、そもそも基本財務諸表において注記を用いる目的または役割はどこにあるのだろうか。

たとえば、富士山を静岡県サイドから見ると表富士といい、山梨県サイドから見ると裏富士というのと同様に、企業の経済活動および経済事象もいろいろな見地からマッピング（写像）することができる。外部財務情報も、ある1つの見地から企業の経済活動および経済事象をマッピングしたものである。外部財務情報は、取得原価という測定属性の見地から企業の経済活動および経済事象をマッピングすることもできれば、時価という測定属性の見地から企業の経済活動および経済事象をマッピングすることもできる。

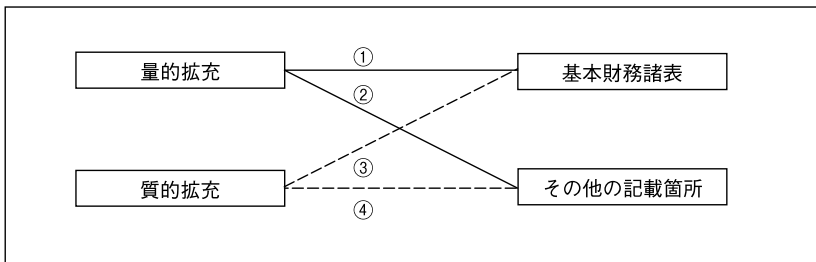
財務諸表本体で開示されている現行の外部財務情報は主として取得原価という測定属性の見地から企業の経済活動および経済事象をマッピングしたものであるが、それは指示対象である現実の経済活動および経済事象を原価情報としてマッピングし、その内容を損なわない程度に要約したにすぎないものであ

(6) E. S. Hendriksen and M. F. Van Breda, *Accounting Theory*, 5th ed., Richard D. Irwin, Inc., 1992, p. 874.

る。しかも、財務諸表本体にマッピングされる外部財務情報は貨幣額で測定できるものに限定されている。したがって、財務諸表本体だけでは企業の全体像をマッピングすることが困難であり、自ずからそこには限界があるといわざるをえない。ここに何らかの手段でもって財務諸表本体で採用された見地を補完する必要がある。それがほかならぬ注記である。

注記とは、財務諸表本体で採用された見地（たとえば、取得原価という測定属性）と同様の見地から、指示対象である経済活動および経済事象を写体である財務諸表本体にマッピングするさいに生じるギャップを埋めることを目的としている補完情報であり、逆にいえばたとえその情報を欠いたとしても、財務諸表本体の試算表等式の計算構造には何ら影響を及ぼさない情報である。いいかえれば、注記は財務諸表本体で採用された見地を補完し、もって企業の全体像を明らかにすることにその役割があるといえる。

翻って、このような考え方から上記で整理した証取法ディスクロージャー制度のもとで注記事項として開示された外部財務情報を検討してみると、必ずしも理論的には詰められていないように思われる。なぜならば、等しく注記事項とされている外部財務情報のなかには原価を測定属性とする情報と時価を測定属性とする情報とが混入されているからである。いいかえれば、証取法ディスクロージャー制度のもとで開示されている外部財務情報を分析してみると、その多くは商法計算規定および税法規定と同一のフレームワークである測定属性



として取得原価をとる外部財務情報の量的拡充（ケース およびケース ）と測定属性として時価をとる外部財務情報の質的拡充（ケース およびケース ）であったという特徴を指摘できる。

しかし、最近の証取法ディスクロージャーのもとでは、外部財務情報の質的拡充が加速化しつつある。それでは、証取法ディスクロージャー制度において、なぜ、従来は外部財務情報の量的拡充のみが行われ、最近になり質的拡充の傾向が強まってきたのであろうか。

まず、量的拡充がはかられてきた最大の理由を考えると、わが国の企業会計制度に固有の状況をあげることができると思われる。この点について述べると、従来、証券取引法に基づく外部財務情報のディスクロージャーにおいて取得原価主義会計が採用されなければならないのは、財務諸表本体の作成上だけであり、それ以外の記載箇所または開示チャネルを用いるかぎり、取得原価主義会計情報以外の情報をディスクローズすることは可能である。したがって、このような考え方によって証取法ディスクロージャー制度における外部財務情報の質的拡充をはかることは、理論的、制度的には十分に可能であるが、あえてそのような質的拡充を証券取引法上の開示情報に求める社会的要請は、従来、さほど強くなかったように思われる。

ところが、最近、企業会計が連結中心になり、一方で時価評価を中核とする公正価値会計が導入され、他方で IASB を錦の御旗とする会計基準の統合化の波によって、ケース のように財務諸表本体において時価を測定属性とするディスクロージャーの質的拡充が求められるようになってきた。

それにもかかわらず、買入インタンジブルズはオン・バランスされているが、ブランド、知的財産などの自己創設のインタンジブルズの大部分は、たとえばいかに重要なバリュー・ドライバーであるとしても、財務報告の対象外とされ、その情報がほとんどディスクローズされていないのが現状である。

例えば、特許権についていえば、営業権、商標権等とともに無形固定資産と

して、貸借対照表上、支出額から償却額を直接控除した残額が開示されているにすぎない。また、特許権収入またはロイヤリティ収入は、損益計算書において、売上高の内訳科目または営業外収益の一目目として開示されているものの、連結ベースでは、連結会社間の特許権収入またはロイヤリティ収入はネットティングされた額でしか開示されていないのが現状である。このようなコストアプローチに基づく支出額のみの開示では、キャッシュ・フローを創出するバリュー・ドライバーとしての特許権の実態を反映していない、会計ディスクロージャーの観点からみると不十分といわざるをない。

ちなみに、有価証券報告書を分析してみると、1999年の単体ベースの有価証券報告書を開示する500社のうち、特許権を開示しているのはわずか127社にすぎない⁽⁷⁾。

さらに、ブランドにいたっては、買入ブランドの原価情報が開示されるのみで、ヒト、カネ、モノ、情報につぐ第5の経営資源であり、企業の重要なバリュー・ドライバーである自己創設ブランドの価値情報は、全く開示されていない⁽⁸⁾。

いいかえれば、知的財産情報については、従来、ケース に該当する場合にはディスクローズされているが、投資意思決定情報としてディスクロージャーが求められている知的財産情報は、ケース およびケース の場合である。したがって、ここから生じる企業会計上の問題は、有償取得の知的財産に関する原価情報は開示されているが、自己創設の知的財産に関する情報が提供されていないことから生じる比較可能性をめぐる情報の非対称性⁽⁹⁾、ひいては投資意思決定情報としての有用性の欠如問題である。

(7) 日本公認会計士協会編「決算開示トレンド」中央経済社、2000年、260頁。

(8) 経済産業省企業法制研究会（ブランド価値評価研究会）「ブランド価値評価研究会報告書」2002年6月24日、6-7頁。

(9) ICAEW は、自己創設のインタンジブルズが適切に評価されていないことから生じる問題とし

情報の非対称性を解消するための 1 つの方法は、有償取得の知的財産に関する情報を排除したうえで、比較を行うことが考えられるが、知的財産情報の重要性が増大している現段階で、このような方策をとることはきわめて非現実的であるといえよう。

そうしてみると、貸借対照表上で認識されず、オフ・バランスになっているブランド価値およびキャッシュ・フローを創出する自社実施特許が、かりに個々の資産として購入され、または企業結合によって取得されていたならば、認識されていたはずの価値評価額のディスクロージャーに焦点を合わせることが、情報の非対称性問題を解決し、ひいては投資意思決定および経営管理意思決定情報としてのバリュー・ドライバーの大きさを測定するための第 1 歩であるといえよう。

その意味では、ケース に該当するディスクロージャーこそが必要といえようが、これまで検討をしてきたように、一足飛びにはケース に該当するディスクロージャー移行するのは困難であるといわざるを得ない。そうしてみると、ケース に該当するディスクロージャーからスタートして、段階的にケース に該当するディスクロージャーの途を模索せざるを得ない。

しかし、知的財産情報は、現実にはまだ、ケース としての会計ディスクロージャーの対象というにも、ほど遠く、せいぜい広い意味のディスクロージャーまたは IR の段階である。もちろん、呼び方が重要なのではなく、実質が重要である。しかし、すでに述べたように、どのようにその実質を位置づけるのかによって、いいかえれば、どのようなフレームワークで知的財産を考え

て、(1)インサイダー取引が生じるリスクがあること、(2)インタングIBLESを有する企業はそうでない企業よりも資本コストが高い、(3)資源配分の不適切化、(4)知的労働者および起業家のインセンティブの低下、(5)資本市場におけるボラティリティの増加などをあげている (Charles Leadbeater, *New Measure for the New Economy*, Institute of Chartered Accountants in England and Wales (ICAEW), 2000, pp. 13-14)。

るのかによって、その開示情報の内容が異なる。

知的財産のディスクロージャーと IR

知的財産のディスクロージャーは、それが目的であってはならない。知的財産の価値評価があってディスクロージャーがあるのであって、ディスクロージャーは、あくまでも次善の策である。とりわけ、会計ディスクロージャーは、その背後に何らかの目的があり、しかもその目的に基づく情報処理、ひいては会計測定または価値評価を見据えたものでなければならない。そうでなければ、いくら知的財産のディスクロージャーといっても、それは単に広い意味での IR にすぎなく、半永久的に会計の俎上に載らないといえるのではなからうか。そこで IR について考えてみよう。

IR とは、Investor Relations の略で、全米インベスター・リレーションズ協会（NIRI: National Investor Relations Institute）によれば、「IR とは、究極的には公正評価を反映する会社の株価形成に資することを目的とし、企業と財界その他とのツーウェイのコミュニケーションを最も効率的にするために、財務、コミュニケーション、マーケティングおよび証券法の遵守を一体化する戦略的な経営責任である⁽¹⁰⁾」と定義されている。

また、日本インベスター・リレーションズ協議会によれば、「IR とは、企業が株主や投資家に対し、投資判断に必要な情報を適時、公平、継続して提供する活動の全般を指します。

IR 活動を実践する企業は、有価証券報告書や決算短信などの制度開示にとどまらず、自主的に情報開示することが大切です。具体的には、決算発表後の説明会や、工場や施設の見学会、投資関係者との個別面談があげられます。ア

⁽¹⁰⁾ 全米インベスター・リレーションズ協会ウェブサイト（<http://www.niri.org/about/mission.cfm>）を参照。

ニュアルリポートや株主通信などの文書類や、インターネットを活用した IR 活動も盛んです。

IR 活動の対象は、アナリスト、ファンドマネジャーなどの投資専門家に加え、個人投資家、新聞記者をも含みます。

企業は IR 活動を通じて投資関係者と意見交換することで、お互いの理解を深め、信頼関係を構築し、資本市場での正当な評価を得ることができるのです⁽¹¹⁾」と述べられている。

さらに、経済産業省は IR を「資本市場を対象とした財務、市場戦略及び投資家との対話の統合体であり、市場での適正な評価及び企業価値の向上を期し、経営者が責任を持って取り組むべき戦略的事項である⁽¹²⁾」と定義している。

それでは、ディスクロージャーと IR の関係は、どのように考えればよいのであろうか。

全米 IR 協会の会長兼 CEO のトンプソン氏は、「ディスクロージャーと情報の透明性に関するすべてのものが、IR である。IR によって情報が提供されればされるほど、情報の欠如に伴う投資者のリスクが少なくなる⁽¹³⁾」と述べている。

以上、検討してきた限りにおいては、対象が投資者などのステーク・ホルダーであるとしても、IR のほうが多くの記述的非財務情報の開示を含み、その意味では会計ディスクロージャーよりもはるかに広く、すでに述べた最広義のディスクロージャーに近いといえる。かかる理解が正しいとすれば、IR には知的財産会計の俎上に載らない事項が多いことを意味する。

(11) 日本インベスター・リレーションズ協議会ウェブサイト (https://www.jira.or.jp/jira/jsp/html/home/about_ir.html) を参照。

(12) 経済産業省産業構造審議会知的財産政策部会「知的財産情報開示指針——特許・技術情報の任意開示による企業と市場の相互理解に向けて——」2004年1月27日、5頁。

(13) "The Shareholder Imperative: Transparency, Clarity, and Good Governance," by Louis M. Thompson, Jr. President & CEO National Investor Relations Institute to the Red Chip CEO Summit Boca Raton, Florida March 7, 2002, p. 3 (http://www.niri.org/news_media_center/speeches/ShareholderImperativeBocaRaton020307.pdf).

知的財産情報の開示に関して積極的な経済産業省の一連の取り組みは、「企業法制研究会・ブランド価値評価委員会」の活動を除き、おそらく IR の一環としての位置づけであるように思われる。したがって、ディスクロージャーと IR の関係を明確にするために、以下、知的財産情報をめぐる経済産業省の動向を検討する。

特許庁を除き、経済産業省が知的財産について積極的に取り組みだしたのは、サイトをたどる限り、今世紀に入ってからのように思われる。たとえば、2001年10月には、経済産業省経済産業政策局長および特許庁長官の私的懇談会として、「産業競争力と知的財産を考える研究会」が設置され、同年12月の「中間報告」を経て2002年6月5日に公表された報告書では、「投資家が企業の収益性や企業価値を適切に判断するための材料の一つとして、知的財産に関する情報を活用できない状況にある⁽¹⁴⁾」との認識のもとに知的財産価値評価情報のディスクロージャーの指針策定が提言された。

かかる提言は、折からの国家戦略としていわば省庁横断的に組織された知的財産戦略会議の「知的財産戦略大綱」(2002年7月3日公表)に経済産業省提言として書き込まれ、知的財産の活用を推進するための具体的行動計画の一環として「3 知的財産の活用の促進」が取り上げられ、「企業の知的財産関連活動が市場に正当に評価され、企業の収益性や価値を高めることができるよう、2003年度中に知的財産に関する情報開示の指針を策定する⁽¹⁵⁾」旨が宣言された。

その後、「知的財産大綱」で求められている知的財産情報の開示指針作りのための基礎資料として、経済産業省は、財団法人知的財産研究所に調査研究を委託し、その報告書「特許・技術情報のディスクロージャーについて考える研

(14) 経済産業省『『産業競争力と知的財産を考える研究会』報告書』2002年6月5日、25頁。

(15) 知的財産戦略会議「知的財産戦略大綱」2002年7月3日、36頁。

究会報告書」が2003年3月に公表された。ここでは、開示にあたり重要なことは経営者が意識する企業価値の決定因子（バリュー・ドライバー）こそが投資者にとって有用な情報であるとのスタンスから、日米のベスト・プラクティスを調査し、機関投資家へのアンケート分析を行い、すべての業種・技術分野に共通する「パイロットモデル」を作成し、これによる「知的財産報告書」を示し、その作成を推奨した⁽¹⁶⁾。

経済産業省は、上記のモデル案および報告書案を全面的に取り入れ、いわばこれらをエンドースする形で、2003年3月14日、「特許・技術情報の開示パイロットモデル」を公表した。ここでは、「本パイロットモデルは、（中略）開示のベスト・プラクティスの構築を目的とする。（中略）必ずしも法で強制されないまでも、一般に有効と認められた開示媒体と開示情報を提示するものである⁽¹⁷⁾」と述べられ、「パイロットモデル」に基づく「知的財産報告書⁽¹⁸⁾」の作成が推奨された。

しかし、「知的財産報告書」といっても、経営者が意識する企業価値の源泉（バリュー・ドライバー）情報ではなく、その多くが価値情報の周辺情報であり、しかも記述的な非財務情報の開示を推奨したものにすぎない。したがって、会計ディスクロージャーを想定していたアナリスト、発行体などからは、「特許権にかかる収入を正確に算出できない」、「特許の価値評価情報ではないので、バリュー・ドライバーがわからない」などの意見が支配的であると報じられた⁽¹⁹⁾。

その後、2003年7月に知的財産戦略本部から「知的財産推進計画」が公表さ

(16) 知的財産研究所「知財研紀要」2003年、138-141頁。

(17) 経済産業省「特許・技術情報の開示パイロットモデル」2003年3月14日、1頁。

(18) オリnpasは6月2日は、初の「知的財産報告書」を発行した（日本経済新聞、2004年6月3日参照）

(19) 日本経済新聞、2003年3月4日朝刊など。

れ、その知的財産の情報開示関連で、経済産業省が「『特許・技術情報の開示パイロットモデル』を踏まえ、知的財産情報開示促進のための実現可能な指針を2003年度中に策定する⁽²⁰⁾」旨を書き込んだこともあり、パイロットモデル試行事業の参加企業13社による試行結果および市場関係者からの評価を踏まえ、モデルを修正する形で検討が進められた。さらに、「知的財産推進計画」によれば、金融庁および経済産業省が中心になって、有価証券報告書等における知的財産に関する記載や会計情報のディスクロージャーのあり方についても検討を開始するとされた⁽²¹⁾。

かかる経緯を経て、経済産業省は、「知的財産推進計画」を受けて、2003年12月、わが国企業が国際的な市場競争および研究開発競争で生き残るためには、知的財産経営に取り組む企業が、事業戦略、研究開発戦略および知的財産戦略の3つの戦略を三位一体に展開している態様を市場に開示したときに、その取り組みが正当に評価されることが重要であるとの認識の下に、「パイロットモデル」の修正案ともいえる「知的財産情報開示指針（案）」を公表した。さらに、これについてのパブリックコメントを経て、2004年1月、「知的財産開示指針」を公表した⁽²²⁾。これを整理して示せば、概ね、次のとおりである。

- (1) 中核事業と事業モデル
- (2) 研究開発セグメントと事業戦略の方向性
- (3) 研究開発セグメントと知的財産の概略
- (4) 技術の市場性、市場優位性の分析
- (5) 研究開発・知的財産組織図、研究開発協力・提携

⁽²⁰⁾ 知的財産戦略本部「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」2003年7月8日、42頁。

⁽²¹⁾ 同上。

⁽²²⁾ 経済産業省産業構造審議会知的財産政策部会、前掲注⁽¹²⁾、9 - 16頁。

- (6) 知的財産の取得・管理，営業秘密管理，技術流出防止に関する方針（指針の実施を含む）
- (7) ライセンス関連活動の事業への貢献
- (8) 特許群の事業への貢献
- (9) 知的財産ポートフォリオに対する方針
- (10) リスク対応情報

この「知的財産情報開示指針」は，任意開示とはいえ，ともすれば知的財産が，従来，その法的保護に終始されていたことを考えれば，知的財産の情報面を経済から踏み込んだという意味では，高く評価できよう。

しかし，この「知的財産情報開示指針」に問題がないわけではない。すなわち，「知的財産情報開示指針」に付けられたサブ・タイトル（「特許・技術情報の任意開示による企業と市場の相互理解に向けて」）からも明らかに，その特徴は，「知的財産」といっても，特許・技術に限定され，さらに IR の俎上で終始している点にある。しかも，上記開示指針では，開示内容例として，「研究開発分野ごとの事業戦略の概要と方向性」，「主要知的財産の種類と用途または潜在的用途」，「競争優位分野での知的財産・技術の蓄積を示す情報」などがあげられ，またそれぞれ期待される効果として，「将来キャッシュ・フローの源泉と成長性の推定」，「将来キャッシュ・フローの成長性」，「将来キャッシュ・フローとその時期，成長性の推定」などがあげられているが，かかる開示推進項目をみても，ディスクロージャーのフィロソフィである外部情報としての将来キャッシュ・フロー額を推定できなく，結局，内部管理情報の域をでないといわざるをえない。

本開示指針が財務報告の目的ともいえる「将来キャッシュ・フローの源泉と成長性の推定」などの効果を期待し，標榜する以上，本開示指針のスタンスが「知的財産情報開示は，企業の知財経営を表すものであるから，インベス

ター・リレーションズにおいて行われるべきである⁽²³⁾」としても、会計的には、必ずしも満足がいくものとはいえない。

たしかに、会計の俎上に載せることは、企業利益に直結し、「切れば、血がでる」だけに大変であるとはいえようが、知的財産を国家戦略とし、日本のバリュー・ドライバーにしようとするのであれば、IRでお茶を濁してはならないように思われる。もちろん、IR がいけないというのではなく、IR はあくまでも会社とステーク・ホルダーとの意見交換または対話の手段であり、最終目標のためのステップと認識しなければならないように思われる。

バリュー・ドライバーとしての知的財産に関する「IR および会計情報のディスクロージャー」を考えるのであるならば、現在、経済産業省産業構造審議会知的財産政策部会「流通・流動小委員会」でも検討されているように、さしあたりブランドと特許については、最低限、次のような項目のディスクロージャーまたは IR が必要といえるのではなからうか⁽²⁴⁾。

(1) ブランド

ブランド価値評価額

採用した価値評価モデルとその概要

採用した価値評価モデルの注意事項

評価対象ブランド（コーポレートブランド、プロダクトブランド、両者を含めたブランド等）

キャッシュ・フローの割引率と期間

評価期間とその根拠

マーケティング・リサーチデータを採用しているか否か。採用してい

(23) 同上，9 頁。

(24) 経済産業省産業構造審議会知的財産政策部会「第 3 回流通・流動小委員会」（2004 年 1 月 29 日）配布資料を参照して作成。

る場合には、その使用方法と概要

(2) 特許権

特許権価値評価額

採用した価値評価モデルとその概要

採用した価値評価モデルの注意事項（自社実施、他社実施の区別、自社実施の場合には、必須特許か否か、周辺特許の一部がないときに代替技術で回避可能か、ライセンス収入の場合には、契約期間と契約解除期間等）

市場規模、技術の展開性、技術進歩率、売上高等の将来予測をモデルに織り込む場合には、その予測の根拠

評価対象特許とその概要（特許請求項、改良請求項、特許侵害対応力、代替技術の有無、基本特許か周辺特許か等）

キャッシュ・フローの割引率と期間

ブランドにせよ、特許権にせよ、上記の項目の IR およびディスクロージャーのなかで重要なのは、ブランド価値評価額であり、特許権価値評価額であることはいうまでもない。すでに述べたように、かかる価値評価額こそが測定対象（ブランドまたは特許がもたらすキャッシュ・フローの源泉である経済活動・経済事象）をマッピングしたものあり、価値評価額以外はマッピングギャップを生めるための情報にすぎないからである。逆にいえば、価値評価額を前提にしない IR およびディスクロージャーは、一過性で終わり、投資意思決定情報としてもあまり有用性がないといえるようにも思われる。

あとがき——知的財産のディスクロージャーと IR の課題

かつてある論者はアメリカのディスクロージャーを「注記の時代²⁵⁾」と揶揄していた。わが国でも、最近では量的拡充と質的拡充の両面から、その様相を呈している。

しかし、重要なのは、ディスクロージャーおよび IR は、あくまでも次善の策であってベストチョイスではないということである。「切れば、血が出る」本丸を攻めることこそが、昨今の知的財産戦略に求められているように思われる。

わが国の会計ディスクロージャーは、量的にも質的にも拡充する傾向にあり、ディスクロージャーは多いほうがベターであるとする風潮もあることから、知的財産情報を含め、おそらく今後もディスクロージャーはますます拡充されていくように思われる。

さればといって、会計ディスクロージャーは拡充の一途をたどればよいと考えているわけでもない。わが国の会計ディスクロージャーは、いったいどのような水準にあるのかについて真剣に考える必要があり、それを前提に知的財産の会計ディスクロージャーを考えことが重要であるように思われる。

会計ディスクロージャーの水準を考える概念には、「adequate (十分)」、「fair (公正)」、「full (完全)」の概念がある。「アディクエイト・ディスクロージャー (adequate disclosure)」とは、ステーク・ホルダーをミスリードさせない程度の最低限のディスクロージャーを意味し、ネガティブ・コンセプトであるといわれる。これに対して、「フェア・アンド・フル・ディスクロージャー (fair and full disclosure)」はポジティブ・コンセプトであり、このうち「フェア・ディスクロージャー」とは、潜在的なステーク・ホルダーを含

²⁵⁾ E. S. Hendriksen and M. F. Van Breda, *op. cit.*, *supra* note (6).

めてすべてのステーク・ホルダーを平等に扱う倫理目的であり、「フル・ディスクロージャー」とは、ステーク・ホルダーをミスリードさせたり、不完全な財務報告を行わせないように、目的に適合するすべての情報のディスクロージャーを意味するといわれている。

しかし、フル・ディスクロージャーは、フルといってもあまり重要でない情報までをディスクローズすべしとする考え方ではないように思われる。

日本の会計ディスクロージャーを検討すると、従来はフェア・ディスクロージャーに欠けていたが、最近になってようやく重視されつつあるものの、フル・ディスクロージャーと過剰ディスクロージャーとを勘ちがいしているむきもあるように思われる。

ジェンキンズ (E. L. Jenkins) リポートは、その勧告事項の 1 つとして「会計基準設定主体と規制機関は有用でないディスクロージャーをなくすことにもっと力を入れるべきである⁽²⁶⁾」をあげている。きわめて傾聴に値する意見である。また、FEI とよばれている財務担当重役協会も現在のディスクロージャーは、投資者に対して合理的な意思決定を行うのに必要な情報以上の情報を提供している旨を述べている。いずれもディスクロージャーの過重負担と情報の非対称性または有用性について指摘したものである。

ディスクロージャーの過重負担と有用性のバランスをとるのは、難しい。かつて、筆者がコロンビア大学の客員研究員であったとき、元 FASB の会長で当時コロンビア大学教授であったカーク (Don Kirk) 氏が「重要な情報がディスクロージャーという樹海でさまよっている。意思決定にとって重要な情報とどうでもよいデータとの線引きができていない。ディスクロージャーは多ければ良いというものではない」旨の意見を述べられたことを思い出す。この意見

⁽²⁶⁾ Comprehensive Report of the Special Committee on Financial Reporting AICPA, *Improving Business Reporting-A Customer Focus*, AICPA, 1994, p.91.

こそが、知的財産のディスクロージャーにもまさに求められている考え方であるように思われる。無駄な情報を排除することで、何が今必要とされている情報がわかるからである。

〔付記〕 本稿は、平成16年度—17年度科学研究費補助金（基盤研究C）／代表・広瀬義州）および2003年度—2004年度早稲田大学特定課題研究助成費による研究成果の一部である。